

第 6 3 号 議案

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 9 月 2 9 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

旅館業法の改正に伴い、旅館業の譲渡による当該旅館業の許可を受けた地位の承継に係る承認申請手数料について規定を整備する必要がある。

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の10の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。